



Otemachi Law Office

弁護士法人 大手町法律事務所



### 北九州ヘッドオフィス

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビスクエア2F  
TEL.093-571-0081 FAX.093-571-6095



### 福岡オフィス

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1丁目7-11  
TEL.092-712-4923 FAX.092-714-2379

ホームページ

<http://www.ohtemachi-lawyer.com/>

大手町法律事務所



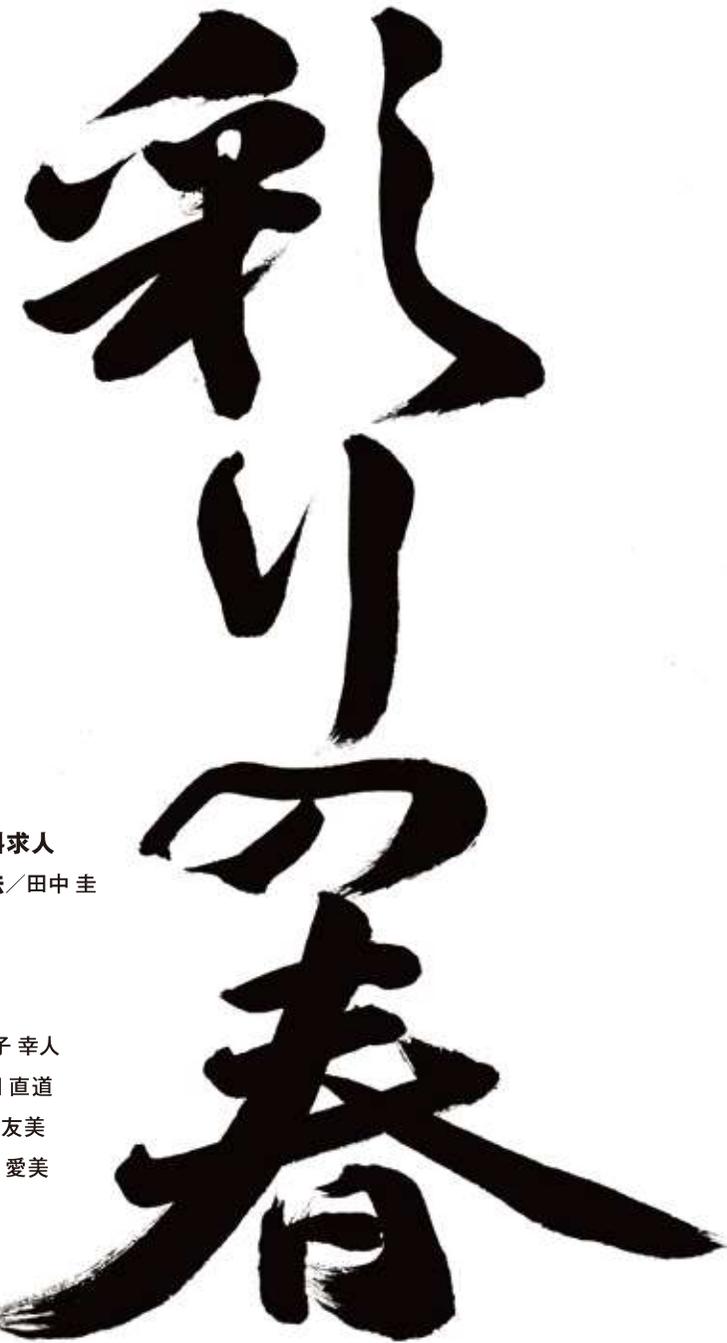
# 事務所報

COMMUNICATION PAPER

2020.1  
Vol

11

弁護士法人 大手町法律事務所



新年ご挨拶／中野 昌治  
中小企業を標的とした無料求人  
広告サイトによる悪徳商法／田中 圭  
あなたのおうちは  
どこですか／富永 剛  
従業員の給与が  
差し押さえられたら…／眞子 幸人  
日弁連野球全国大会／和田 直道  
登録換えのご挨拶／松田 麻友美  
事務所復帰のご挨拶／牧山 愛美

書：松田 麻友美



(後列左から) 古野 慧輔  
弁護士

(前列左から) 清成 真  
執行役員

松田 麻友美  
弁護士

根岸 大将  
弁護士

中西 俊博  
弁護士

森 淳二郎  
顧問(九州大学名誉教授)

合山 純篤  
代表(福岡オフィス所長)

中野 昌治  
代表(北九州オフィス所長)

田中 圭  
弁護士

富永 剛  
弁護士

牧山 愛美  
弁護士

眞子 幸人  
弁護士

和田 直道  
弁護士

中野 敬一  
代表(北九州オフィス所長)

阿野 寛之  
執行役員

田瀬 憲夫  
代表(福岡オフィス所長)

## ❀ 新年ご挨拶 ❀

元号も変わり令和2年となりました。今年もよろしくお願いいたします。

昨年は、当事務所で修習をした松田麻友美弁護士が東京から移籍し、一人が退職しましたので、昨年の初めと同様総数17名(任期付公務員を含む)のままです。

ただ、同人数でも今年は少し華やかになると思います。といいますのも、1月に出向していた牧山愛美弁護士が復帰し、続いて4月には任期付公務員となっていた木下結香子弁護士も戻ってきますので、司法修習66期木下弁護士から、

67期牧山弁護士、68期の松田弁護士と三女性弁護士が揃うことになるからです。

昨年は、年頭のご挨拶にもふれましたように、120年ぶりの民法改正を事務所の一番重要業務と位置付け、全員でこれに取り組んできましたが、このテーマは一年で終わるものではないと思っていますから、今年も引き続き重要テーマとして取り組む予定です。

ところで、元号が変わった2年目というのは、その時代を特徴付けることが起こっています。まず、明治2年には版籍奉還が行われて、同4年の廃藩置県により封建制より中央集権的な近代国家の移行が始まっています。

次に大正に入ると、2年目に桂太郎内閣打倒のための護憲運動が起こり、大正デモクラシーの時代が始まり、経済・財政的には所得税を減税し間接税に比重を置く動きができました。

ところが、昭和に入り2年目には有名な金融恐慌が起こり、これに続く世界恐慌による大不況となり、この不況克服のための有効需要増加策がとられますが、これが軍備増強に向かい太平洋戦争と繋がっていきました。

また、平成になり、2年目の2月には株の大暴落が発生し、バブル崩壊を予兆させるようなことが起こっています。その後は、ご存知のとおり倒産の連続で景気の大後退となり「失われた20

年」となりました。

このように元号が変わった次の年は、その時代を特徴付けるようなことが起こっています。令和が、昭和や平成のような不況ではなく、明治・大正のように新しい時代を作っていく年になることを願っています。

代表弁護士  
**中野 昌治**  
MASAHARU NAKANO



## 中小企業を標的とした無料求人広告サイトによる悪徳商法

最近、中小企業から多く相談が寄せられている悪徳商法の手口について紹介します。

ハローワークに求人を載せている中小企業に対し、求人広告サイト業者から無料で2～3週間の掲載を勧誘する電話がかかります。無料掲載だから損はないと思って申し込むと、無料掲載の申込書には、解約の申し込みをしないまま無料期間が経過すると自動的に有料掲載に切り替わる旨の条項が入っています。

そして、無料期間の経過を失念すると、有料掲載に切り替わったとして、高額な請求書(例えば1年分として40万円～50万円)が届くこととなります。

広告サイト業者によっては、解約申請書ののちにFAXするといった申請書を送らない場合や、無料期間終了前に確認の連絡をすることで、最終日の業務時間外に郵便で連絡文書を送る場合もあり、意図的に無料期間を徒過させることを狙ってきます。

このような契約について、個人であれば消費者契約法を理由に無効主張ができますが、中小企業の場合は消費者ではないので消費者契約法の適用はありません。

法的にみると一見、有効な契約に見えますが、実態からみると不当性の高い契約であり、錯誤や信義則違反を法的根拠として契約無効を主張することになります。

対策としては、まず、無料広告サイトには無料であっても十分に警戒してください。「求人」「就職」などのキーワードで検索しても全く出てこないサイトも多く、求人広告に対する応募がなされる可能性はごくわずかです。

仮に、契約してしまった場合には、求人広告としての効果がなければ、無料期間中に早期に解約すべきでしょう。そして、無料期間を徒過して請求書が届いた場合には、有料契約を行う意思はないことを明確にして支払いを拒絶すべきです。

裁判になった場合には、錯誤無効や信義則違反で争うこととなりますが、争う姿勢を見せることで、不当性を理解している業者側から取り下げられることもあります。

このような勧誘には十分注意いただき、争いになった場合には、弁護士にご相談ください。



弁護士

田中 圭  
KEI TANAKA



## 従業員の給与が 差し押さえられたら…

従業員の給与等について裁判所から債権差押命令が届いたらどうすればよいでしょうか。差し押えにより、差し押えられた給与等について従業員への支払が禁止され、従業員の債権者は会社に対し直接取り立てることができ

ようになります。上記の命令が会社に届いた時から、従業員への支払い(差押禁止の範囲は除く)は禁止されますので、その後に会社が従業員に対し給与等を全額支払った場合、その支払を従業員の債権者に対抗できず、会社は二重払いをすることになります。仮に、会社が従業員の債権者に対し任意に支払をしなければ債権者は会社に対し取立訴訟を提起することができます。

## あなたのおうちはどこですか

童謡「いぬのおまわりさん」の一節ですが、「まいごのこねこ」のおうちを探すにはどうしたらよいでしょうか。

現実には猫の場合はなかなか難しいですが(最近、「ネコ語翻訳アプリ」なるものもあるそうですが…)、人の場合、「住所」を聞いて探してあげることが出来ます。

ところで、不動産に関する話の中で、時折、土地の「地番」と実際に使われている「住所」の表示とが異なるという話が出てくることがあると思います。

土地の「地番」とは、一筆の土地ごとに登記所が付する番号のことをいいますが、明治期の地租改正にともなって、一筆の土地ごとに番号がつけられたのが始まりといわれています。以降、土地の「地番」が、「住所」の表示としてそのまま使われるというのが通例となっていました。

しかし、戦後の経済発展が進む中で、街の区画割が変更されたり、あるいは都市が密集してきたりすると、土地の並んでいる順番と地番の順番とが一致しなかったり、同じ「地番」の土地の上に複数の建物が建っていたりという状況が頻発するようになり、そのことが行政事務や郵便物や宅配便の配達といった経済活動の障害となっていることが明らかとなってきました。

そこで、特に市街地について、合理的な「住居表示」の制度を新たに定めるため、「住居表示に関する法律」(昭和37年5月10日法律第119号)が制定されました。この法律による「住居表示」を実施することとした区域においては、市町村の議会の議決を経て定められた方法によって、「住居表示」を実施することとなり、その結果、土地の「地番」とは異なった「住所」の表示が用いられることとなっています(例えば、北九州市では、市街地の約9割が住居表示の届出が必要な区域となっているようです。他方、京都市は指定都市で唯一、「住居表示」を実施していません)。

他方で、「住居表示」が実施されていない区域では、依然として、土地の「地番」が「住所」の表示としてそのまま使われているまま、ということになっています。

普段あまり意識することはありませんが、日々の暮らしの中に、法律があふれているということを感じていただければと思います。



弁護士

富永 剛  
TSUYOSHI TOMINAGA



また、債権差押命令と一緒に陳述書というものも同封されますが、この陳述書への記入には注意が必要です。差し押えられた賃金を差押債権者に対して支払うかどうか、支払わない場合はその拒否する範囲と理由などについて2週間以内に回答しなければなりません。回答しなかった場合や不実の回答をした場合には会社が差押債権者に対し損害賠償の責任を負う可能性があります。

従業員の私生活に対する指導には限界がありますので、このような事態に対応出来るよう経理担当者を指導するとともに、即時に相談できる体制を整えておく必要があります。



弁護士

眞子 幸人  
YUKIHITO MANAKO



## 日弁連野球全国大会

去る令和元年11月3日、私は福島県で開催された日弁連野球全国大会に参加してきました。日弁連野球全国大会とは、各弁護士会の野球チームが全国4ブロックに分けられた予選大会を戦い抜き、各ブロックの上位2チームが全国大会への切符を手にするというものです。全国大会の歴史は古く、私が生まれる前の1981年から毎年開催され

ており、今年で39回目となりました。

北九州の弁護士会には「北九州マッツ」という野球チームがあり、当事務所の代表である中野昌治弁護士が総監督を務めております。そして、北九州マッツは厳しい予選大会を勝ち抜き、9年ぶりに全国大会へと駒を進めました。

全国大会当日は、元ヤクルトスワローズの岩村明憲氏をゲストに迎え、開会式が行われました。肝心の試合はというと、初戦の

相手である岡山県弁護士会の好投手を打ち崩すことが出来ず、2対14という悔しい結果となってしまいました。

また、全国大会当日の夜には、大会参加者による懇親会が行われました。私自身も司法修習生時代の同期に久しぶりに会い、お互いの仕事の話や野球の話などで大いに盛り上がりました。

今日、全国の弁護士数が増加の一途をたどる中、弁護士間における関係の希薄化が

叫ばれています。しかし、こうした全国大会や懇親会を通して、他の弁護士会の先生方との交流・親睦が深まるという一面があることも実感できたような気がします。



弁護士

和田 直道

NAOMICHI WADA



## 登録換えのご挨拶



弁護士

松田 麻友美

MAYUMI MATSUDA

あけましておめでとうございます。

昨年8月に弁護士法人大手町法律事務所に登録換えいたしました松田麻友美です。これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

この紙面をいただきまして、簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、静岡市で生まれ育ち、大学進学を機に東京に出て、司法試験に合格した後、研修(いわゆる司法修習)の際に初めて北九州にまいりました。

北九州に来ることになったきっかけは、当時婚約中であった夫が八幡に配属されたことです。そして、弁護士の実務修習では、中野敬一弁護士のもとで研修を行いました。初めての北九州での日々は、暖かい方々に囲まれ、美味しいお酒やお魚をいただき、大変充実したものとなりました。

その後東京にて、交通事故を中心に、倒産や家事、企業法務等の案件に携わっていましたが、産休及び育休を経て、この度、大手町

法律事務所に参加させていただくこととなりました。

登録換えから4か月が経ち、仕事と育児の日々によりやく慣れてまいりました。昼と夜とで全く違う時間を過ごすことで、それぞれの時間がより濃密になっていると感じます。今後は、子育てで得たり感じたりしたことを弁護士業務に関連付けていけたら、より創造的で楽しくなるのではないかと想像を膨らませています。

スピーディかつ適確なリーガルサービスをご提供できるよう、幅広い分野に挑戦し、日々研鑽を重ねてまいりますので、何卒ご指導ご鞭撻くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、せっかくの機会ですので、ここで少し私の出身地・静岡をPRさせてください。静岡といえば、なんといってもお茶です。福岡の八女茶はすっきりと上品な味わいですが、静岡の本山茶や川根茶は深い渋みが特徴です(私見です)。また、海の幸も豊富で、マグロやカツオ、キンメダイなど、九州とはまた違った魚が楽しめます。生シラスや生サクラエビも人気です。

2019年春より、ついに北九州空港から静岡空港への直行便の運航が始まりました。アクセスが格段に良くなりましたので、機会がありましたら、ぜひ一度静岡へお越しください。

## 事務所復帰のご挨拶



弁護士

牧山 愛美

MANAMI MAKIYAMA

ご無沙汰しております、牧山です。今般、2年間の日鉄ソリューションズ株式会社様での出向を終え、事務所業務に復帰することとなりました。

出向中は、システム開発に関するものにかぎらず、企業が日々の業務を行うのに必要となる様々な契約の締結に携わる機会があり、契約内容を決定する際にどのような事情を考慮し、どの点を重視してどのように交渉を進めていくのか、日々勉強でした。会社が提供するサービスの利用規約の作成・改定を担当することも多かったのですが、打ち合わせでは聞き慣れない用語が飛び交うため、最初はサービス内容を把握することから難しく、利用規約の条項に何をどう落とし込んでいくのか、なかなか苦労しました。また、民法改正への対応も担当することとなり、会社としての対応方針の検討、方針を踏まえての契約ひな形の改定、社内での周知活動など、法改正を踏まえた全

社的な対応も経験できました。なお、顧問弁護士に依頼者の側として相談に行くという新鮮な経験もできました。案件の概要や懸念しているポイントなど、相談に必要な前提事項の説明からなかなか難しく、時間を要してしまい、説明・相談できる事項には限界があることを実感するとともに、これまで当職にご相談いただいていた依頼者の方々にはご苦勞をおかけしていたのだろうと身につまされました。

出向前はどちらかといえば個人の依頼者の方の案件を担当することが多かったのですが、事務所業務への復帰後は、企業法務も多く担当していきたいと考えております。特に業務内容・契約方針に応じた契約書式の作成や、民法改正への対応については、出向中の経験を踏まえ、お力になれることが多いのではと考えておりますので、是非ご相談いただければと思います。

